ことができます。

NPO法人(特定非営利活動法人)のうち、一定の要件を満たす法人は、所轄庁(京都市 内のみに事務所を有する場合は京都市)から認定されることで、税制上の優遇措置を受ける

この認定NPO法人制度は、NPO法人への寄附を促すことにより、NPO法人の活動を 支援することを目的としています。

また、設立後5年以内のNPO法人については、スタートアップ支援のため、要件からパ ブリック・サポート・テスト(PST)が免除され、税制上の優遇措置が認められる特例認 定を1回に限り受けることができる特例認定NPO法人制度が設けられています。

認定等(認定及び特例認定)の基準

認定NPO法人等(認定NPO法人及び特例認定NPO法人)になるための一定の要件とは次の基 準のことです。

特定例の 院認定は免込 のみ必要な な

除基

1 広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準(パブリック・サポート・ テスト(PST)基準)として次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

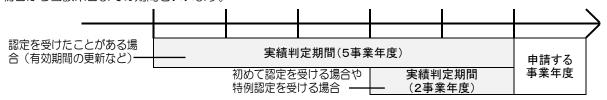
- (1)相対値基準:実績判定期間中の経常収入金額のうちに寄附金等収入金額の占める割合が 20%以上であること。
- (2) 絶対値基準: 実績判定期間中の3,000円以上の寄附を行った者の各事業年度当たりの平 均が 100 人以上であること。
- (3)個別の条例指定:その事務所が所在する地域の地方公共団体から、住民の福祉の増進に 寄与する法人として,条例により個人住民税の控除対象として個別の指定を受けた法人で
- 2 実績判定期間における事業活動のうち次に掲げる共益的活動の占める割合が 50%未満で あること。
- (1) 会員等に対する資産の譲渡等, 会員等相互の交流, 連絡又は意見交換その他その対象が 会員等である活動
- (2) その便益の及ぶ者が会員等その他特定の範囲の者である活動
- (3)特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発等その他の活動
- (4) 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動
- 3 運営組織及び経理に関し、次に掲げる基準に適合していること。
- (1)各役員について、次に掲げる者の役員の総数のうちに占める割合が、それぞれ3分の1 以下であること。
 - 役員並びに役員の配偶者又は3親等以内の親族及び役員と特殊の関係のある者
 - 特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の配偶者又は3親等以内の親 族及びこれらの者と特殊の関係のある者
- (2) 各社員の表決権が平等であること。
- (3)会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること, 又は青色申告法人 並みに帳簿書類を備え付けてこれらにその取引を記録し、かつ、当該帳簿書類を保存して いること。
- (4) 費途不明金その他の不適正な経理が行われていないこと。
- 事業活動に関し、次に掲げる基準に適合していること。
- (1) 次に掲げる活動を行っていないこと。
 - 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。
 - 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること。
 - 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに 反対すること。
- (2)役員,社員,職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者又は3親等以内の親族又 はこれらの者と特殊の関係にある者に対し特別の利益を与えないことその他特定の者と特 別の関係がないものとして内閣府令で定める基準に適合していること。
- (3) 実績判定期間における事業費の総額のうちに特定非営利活動に係る事業費の額の占める 割合が80%以上であること。
- (4) 実績判定期間における受入寄附金総額のうち 70%以上を特定非営利活動に係る事業費 に充てていること。

定 特例認定い ずれも必要な基

- 5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、 これをその事務所において閲覧させること。
- (1) 事業報告書等、役員名簿及び定款等
- (2) 各認定の基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類並びに寄附金を 充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- (3)役員報酬又は職員給与の支給に関する規程及び収益の明細その他の資金に関する事項, 資産の譲渡等に関する事項, 寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載し た書類等
- (4)助成の実績を記載した書類
- 6 各事業年度において事業報告書等を所轄庁に提出していること。
- 7 法令等に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと。
- 8 認定の申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、設立の日以後1年を超える期間が経過していること。
- 9 実績判定期間において, 3, 4の(1)及び(2), 5, 6並びに7の基準に適合している こと。

<実績判定期間について>

実績判定期間とは、認定を受けようとする法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年(<u>過去に認定を受けたことのない法人又は特例認定を受ける法人の場合は2年</u>)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいいます。



認定等の有効期間

認定の有効期間は、所轄庁による認定の日から起算して5年、特例認定は3年となります。

また、認定の有効期間の更新を受けようとする認定NPO法人は、有効期間の満了の日の6箇月前から3箇月前までの間に有効期間の更新の申請をし、有効期間の更新を受けることとなります(特例認定には有効期間の更新はありません)。

認定の有効期間の更新がされた場合の認定の有効期間は、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日から起算して5年となります。

■ 税制上の優遇措置について

1 寄附者に対する税制上の優遇措置

① 個人が寄附した場合

個人が認定NPO法人等に対し、その認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合には、 所得控除又は税額控除のいずれかを選択適用できます。

また、都道府県又は市区町村が条例で指定した認定NPO法人等に個人が寄附した場合、個人住民税(地方税)の計算において、寄附金税額控除が適用されます。

② 法人が寄附した場合

法人が認定NPO法人等に対し、その認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合は、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特定公益増進法人に対する寄附金の額と合わせて、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます。

なお、寄附金の額の合計額が特別損金算入限度額を超える場合には、その超える部分の金額は 一般寄附金の額と合わせて、一般寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます。

③ 相続人等が相続財産等を寄附した場合

相続又は遺贈により財産を取得した者が、その取得した財産から相続税の申告期限までに認定 NPO法人に対し、その認定NPO法人が行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした 場合、その寄附をした財産の価額は相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません(特例認定 NPO法人には適用されません。)。

2 法人自身の税制上の優遇措置(みなし寄附金制度)

認定NPO法人が、その収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に支出した金額は、その収益事業に係る寄附金の額とみなされ、一定の範囲内で損金算入が認められます(特例認定NPO法人には適用されません。)。